

## 市職員の働き方改革について



日本維新の会  
西尾 壽々斗 議員



**質問** 市がこれまで行ってきた職員の働き方改革、労働環境の改善について伺う。

**市長** 人手不足は日本全体で深刻な社会問題となっており、既に公務部門でも人材確保が難しくなっている。職員の働く意欲の向上、仕事へのやりがいや職場環境整備は離職を防ぐ大変重要な取り組みであると考えている。本市がこれまで取り組んだ主

な内容にシステムの導入がある。文書管理システムでは、文書の電子決裁化が図られた。庶務事務システムの導入では、職員の休暇などの各種申請及びその承認をシステム上で行うことができ、職員の事務負担の軽減につながっている。次に、テレワーク導入の取り組みとして、管理職用端末をモバイルノート型パソコンにするとともに、専用端末を80台確保

し、令和4年10月からテレワークを本格実施している。このほか、職員の休暇制度等の勤務条件に関して、職員の育児介護等と仕事の両立の支援として、育児時間の期間の延長や介護休暇の取り扱いを改正するなど、より働きやすい職場環境の改善を行っている。今後も、国や東京都の制度に準拠し、職員の勤務条件等の改善に取り組んでいきたい。



▲福生市役所外観

## 児童・生徒の健康診断について



正和会  
幡垣 正生 議員



**質問** 児童・生徒が健康に生活するためには、定期健康診断は極めて重要な機会と考えられるが、事業の意義と検査項目について伺う。

**教育長** 定期健康診断の意義は、児童・生徒の健康の保持と増進を図ることであり、継続的な保健管理や健康相談を適時行い、健康教育を通して学校における健康課題の解決に役立てることができる。検査項目は、

身長及び体重等の学校保健安全法施行規則に定められた項目である。

### 子ども議会について

**質問** 子ども議会は子どもの意見を聞く機会として重要性が高まっていると考えるが、改めてこの事業の経緯と目的を伺う。

**教育長** 福生市子ども議会は、小学校高学年の児童が子ども議員となり、自分の意見や提案を発表するも

ので、平成13年度第1回から今年度で24回目となる。第22回から中学校の生徒会役員6名が参加し、議長役、議会事務局長役を務め、子ども議員の質疑に対する講評等を行う。事業の目的は、①子どもの権利条約及び東京都子ども基本条例の具現化を図ること。②学校教育と社会教育の連携、融合を目指すこと。③小・中学生の交流を促進することである。



## 放置自転車等の管理や対策について



正和会  
仲間 正司 議員



**質問** 市内の5つの駅を中心とした半径300メートルを自転車等放置禁止区域として指定した放置自転車対策の効果と、区域外の場所の市の対応について伺う。

**市長** 放置禁止区域内における対策の効果は、自転車等の放置防止等に関する条例を施行した平成7年度と現在を比較すると、年間撤去台数は約2割程度まで減少している。最

近では、令和元年度406台あった撤去台数が令和5年度は283台と減少傾向にある。これは駅前整備などハード面での対策のほか、福生警察署や福生市交通安全推進委員会をはじめとする各団体の皆様の様々な取り組みや啓発活動が実を結んだ結果であり、市内の交通安全や災害時の防災活動を確保し、駅周辺の安全を図るとともに、まちの美観の確保に

もつながっている。放置禁止区域外の道路や公園内等に乗り捨てられた放置自転車への対応は、市民等からの通報を受けた際に担当職員が現地確認を行い、盗難車両でない場合は、警告札による告知を行った上で警告期間後に速やかに撤去を行っている。今後も引き続き各種団体との連携を図りながら、あらゆる機会を通じて啓発を続けていく。



▲自転車等放置禁止区域をお知らせする看板

## 一人暮らしの高齢者が安心して暮らせる施策について



日本共産党  
伊藤 広美 議員



**質問** 市民からの生活相談を通して現在の生活や将来への不安が様々寄せられた。福生市で安心して暮らしていきたいと考える一人暮らしの高齢者に対する市の施策を伺う。

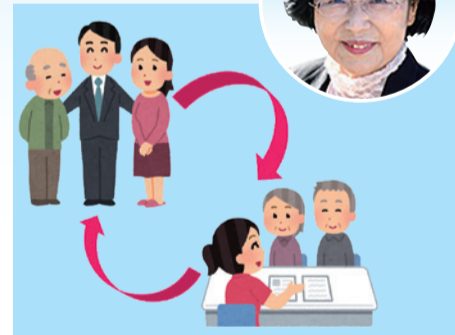
**市長** 地域とのつながりが希薄になっている昨今、高齢者が安心して暮らすために様々なリスクを低減する支援は大変重要な課題であると認識している。市では令和4年4月から地

域包括支援センターの運営体制を強化し、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が実態把握を行った上で、高齢者が地域とつながるネットワーク体制の構築を図っている。令和6年3月策定の福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)でも高齢者の見守り支援を強化する施策を定めた。

**質問** 高齢者見守りステーション

による訪問状況と支援につないだ実績について伺う。

**福祉保健部長** 訪問は2人体制で高齢の方から順次訪問を行い、令和6年度は70歳以上の高齢者を訪問。支援につないだ実績は、令和4年度に受けた1496件の相談のうち、支援が必要と判断した88件を地域包括支援センターに、13件を介護福祉課につなぎ高齢者の早期支援を行った。



## 受益者負担の考え方と使用料・手数料の在り方について



日本共産党  
市毛 雅大 議員



**質問** 本市では現在、どのような考え方から使用料や手数料を徴収しているのか。基本的な考え方を伺う。

**市長** 使用料及び手数料の徴収については、平成30年度に策定した使用料・手数料等受益者負担適正化方針等で、考え方や実際の運用方法を整理している。使用料・手数料を新たに設定する場合には、受益者と受益者以外の市民との間の負担の公

平性と料金設定の合理性を図るため、他の法令等の定めがあるものを除き原価を基にした料金計算を行う。見直しの場合は、原価を基にした料金計算のほか、現行の料金と比較して著しい増減がない場合には、据え置か、結果を踏まえた改定を行うとしている。受益者負担の考え方の一つとして、市の施設は市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきとの

考え方から、スポーツ施設では市外料金を設けている。減額や免除に係る費用は市税等で補うため、適正化方針で受益者負担の原則の例外として別途基準を定め、資格や正当な目的がある場合に限り適用する。受益者負担等の在り方について、方針に基づき適切に実施するため、庁内会議での検討、行政改革推進委員会でも意見を伺いながら対応していく。

